

# 横浜市河川損傷等事務取扱要綱

制定 令和5年6月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市が管理する河川（以下「河川」という）が損傷され、又は汚損された場合における事務の取扱いについて定めるものとする。

(調査等)

第2条 土木事務所長（以下「所長」という。）は、河川が損傷され、又は汚損された場合は、遅滞なく河川損傷等事故カード（第1号様式）を作成しなければならない。

2 所長は、河川を損傷し、若しくは汚損した者又はその行為について責任を有する者（以下「原因者」という。）に対し、河川損傷等確認書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

(工事等施行の原則)

第3条 河川の損傷又は汚損により必要を生じた復旧工事その他の措置（以下「工事等」という。）は、横浜市が施行するものとする。

2 所長は、工事等を原因者に施行させても河川の管理上支障がないと認める場合は、前項の規定にかかわらず、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、当該工事等を原因者に施行させることができる。

(費用負担命令等)

第4条 所長は、前条第1項の規定により工事等を施行する場合は、法第67条に基づき、費用負担通知書（第3号-1様式）又は費用負担命令書（第3号-2様式）により、原因者に対し当該工事等に要する費用の全部又は一部の負担を通知し、又は命ずるものとする。

2 前項における当該工事等に要する費用（以下「負担金」という。）の額は、土木工事標準積算基準書（横浜市）に基づき算出した額とする。

3 所長は、負担金の額を確定し難い場合は、追加負担を命ずることがある旨を費用負担命令書等に付記して、概算額により費用の負担を通知し、又は命ずることができる。

4 所長は、前2項の規定による負担金を納期内に完納しない者がある場合は、別に定める河川損傷等に係る負担金の徴収及び督促等に関する事務処理要領（令和5年〇月〇日制定）に基づき徴収及び督促等を行うものとする。

(工事施行命令等)

第5条 所長は、第3条第2項の規定により原因者に工事等を施行させる場合は、法第18条に基づき、工事施行通知書（第4号-1様式）又は工事施行命令書（第4号-2様式）により原因者に工事等の施行を通知し、又は命ずるものとする。

2 所長は、次の各号の一に該当する場合は、工事施行命令取消通知書（第5号様式）により、原因者に対して前項の工事施行命令の取消しを通知するものとする。

(1) 原因者が前項の工事施行命令の内容に反する工事等の施行を行い、又は工事施行命令の内容を実現できないと認める場合

(2) 原因者に工事等を施行させることについて河川の管理上重大な支障が生じた場合

3 前項の規定による工事等の残部の施行に要する費用の負担については、前条の規定を準用する。

(原状回復命令)

第6条 所長は、原因者が前条第1項の工事施行命令の内容に反する工事等を施行したために河川を損傷し、又は汚損した場合は、法第75条の規定に基づき、原状回復命令書(第6号様式)により当該河川を原状に回復することを原因者に命ずるものとする。

(指示、監督)

第7条 所長は、第5条の規定により原因者に工事等の施行を命じた場合は、当該工事等の施行について必要な指示その他の監督を行うものとする。

2 所長は、原因者が工事等の完了期限までに当該工事等を完了しないおそれがある場合は、直ちに当該工事等を完了期限までに完了するよう督促しなければならない。

(損傷行為により発生した物件の処理)

第8条 所長は、河川を損傷した行為により発生した物件については、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 第4条の規定により、工事等に要する費用を原因者が負担する場合は、負担金完納後に引き渡すものとする。
- (2) 第5条の規定により、原因者が工事等を施行する場合は、当該工事完了後に引き渡すものとする。
- (3) 前各号の場合において、原因者が引渡期限までに発生物件を引き取らない場合は、本市で処分するものとする。

(汚損した行為により発生した物件の処理)

第9条 所長は、河川を汚損した行為により発生した物件については、当該物件が河川の構造、流路又は施設の利用等に支障を及ぼすおそれがあり、かつ回収が可能である場合は、直ちに当該物件を回収し、河川の構造、流路又は施設の利用等に支障のない場所に保管するものとする。

2 前条の規定は、前項の保管した物件の引渡しについて準用する。

(その他)

第10条 この要綱の運用に必要な細目事項は、横浜市河川損傷等事務取扱要綱運用基準(令和5年8月1日制定)によるものとする。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

河川損傷等事故カード										所長		副所長		管理係長		下水道・公 関係長		担当者	
年 月 日 起案			年 月 日 決裁			文書 分類	原因者		判 不	明 明	整理 番号								
<p>河川損傷・汚損行為について、次のとおり河川損傷等事故カードを作成しましたので供覧します。</p> <p>復旧工事の施行方法(予 定)</p> <p>1 本市において復旧工事を施行します。</p> <p>2 原因者に復旧工事を施行させます。</p>																			
作成者職氏名																			
損 傷 ・ 汚 損 行 為 の 内 容																			
損傷・汚損した者		住 所													職 業				
		氏 名											TEL						
損傷・汚損した行為について責任を有する者		住 所 所在地											法人の場合は代表者						
		氏 名 名 称											続柄						
損傷・汚損した日時		年 月 日 午 前 後 時 分 頃																	
損傷・汚損した場所		横浜市 区 町 番地先 丁目 番 号 先 川 岸																	
運転免許証番号				車種			車両番号			取扱 警察署			取扱者						
対物保険		有・無	社名						証券番号			保険金額							
原 因																			
工被害 の状 況 細・	種 類	規 格	数 量		負担金(工事費)														
					概 算							確 定							
		計																	
備 考																			

現場見取図

写 真

		事 項	年 月 日	番 号	内 容		備 考
経		工事施工 費用負担			復旧期限		
		着 工			業者名		
		竣 功					
			1回目	2回目	3回目	4回目	
過		調 定 通 知 書 番 号					
		納 入 通 知 書 発 行 年 月 日					
	徴 収 金	金 額					
		延 滞 金					
		督 促 手 数 料					
		滞 納 処 分 費					
		領 収 日 付 印					
		納 期 限					
		督 促 状 指 定 期 間					
	備 品						

# 河川 損傷等 確認書

年 月 日

土木事務所長 様

(確認者) 住所  
氏名

年 月 日生 才

(加害者との関係)

は 年 月 日 午<sup>前</sup>後 時 分頃、  
貴市管理に係る次の河川施設を(損傷・汚損)したことを  
確認します。

## 損傷行為等の内容

損傷行為等の場所	横浜市 区		町	番地先	号先
			丁目	番	
(損傷・汚損)した 河川施設	施設の種類		規格	数量	
	転落防止柵 その他 ( )				
損傷・汚損した者			損傷・汚損した行為について責任を有する者		
住所			住所所在地		
氏名	TEL		社名 商店名		
職業 勤務先	免許証番号		代表者名 親権者名	続柄	
車種	車両 番号	対象 保険	有 無	社名	保 険 金額 万円

備 考

土 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

土木事務所長 印

### 費用負担通知書

あなた・貴社の下記河川損傷行為については河川の管理上支障があるので、土木事務所  
において復旧工事を施行しました。

よって、工事費用 \_\_\_\_\_ 円を納入通知書により納入するようお願いします。

1 損傷の場所 横浜市 区 番地先

2 費用負担の内訳

\_\_\_\_\_ 復旧工事

(1)

(2)

(3)

計 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日 起案	年 月 日 決裁	文書分類	所 長	副所長	管理係長	下水道・公園係長	起案者
次のとおり河川の 損傷 汚損 についての費用負担命令をしてよろしいか。							

指令第 年 月 日 号

# 費用負担命令書

様

横浜市 土木事務所長 印

河川法第67条に基づいて、次のとおり河川（損傷・汚損）行為により必要を生じた損傷等復旧工事に係る費用の負担を命令します。

- 1 費用の額 (概算・確定) 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 納入方法 本市の発行する納入通知書により納付してください。
- 4 理由 次のとおり、横浜市が管理する河川を（損傷・汚損）したため。

損傷・汚損した者	住 所							職 業
	氏 名					TEL		
損傷・汚損した行為について責任を有する者	住 所 所在地						法人の場合は代表者	
	氏 名 名称						続柄	
損傷・汚損した日時	年 月 日		午 前後	時	分頃			
損傷・汚損した場所	横浜市	区	町	番地先	丁目	番	号先	川 岸
運転免許証番号		車種		車両番号		取 扱 警察署	警察署	取扱者
対 物 保 険	有・無	社 名		証券番号		保険金額		
原 因								
工 被 事 害 の 状 況 細 詳 ・	種 類	規 格	数 量	負担金 (工事費)				
				概 算		確 定		
	転落防止柵							
	計							

5 本工事による発生物件は、費用完納後 週間以内に当土木事務所で行き渡しますので本書持参のうえ引き取ってください。なお、期限までに引き取らないときは、権利を放棄したものととして処理しますので了承してください。

指令第 年 月 日 号

# 費用負担命令書

様

横浜市 土木事務所長 印

河川法第67条に基づいて、次のとおり河川（損傷・汚損）行為により必要を生じた損傷等復旧工事に係る費用の負担を命令します。

- 1 費用の額 (概算・確定) 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 納入方法 本市の発行する納入通知書により納付してください。
- 4 理由 次のとおり、横浜市が管理する河川を（損傷・汚損）したため。

損傷・汚損した者	住所						職 業	
	氏 名				TEL			
損傷・汚損した行為について責任を有する者	住所所在地						法人の場合は代表者	
	氏 名 名 称						続柄	
損傷・汚損した日時	年 月 日		午 前 後	時 分頃				
損傷・汚損した場所	横浜市 区		町 丁目	番地先 番		号先 川 岸		
運転免許証番号			車種			車両番号		
対 物 保 険	有・無	社 名				証 券 番 号		
原 因								
工 被 事 害 の 状 況 明 況 細 ・	種 類	規 格	数 量	負担金 (工事費)				
				概 算		確 定		
	転落防止柵							
	計							

- 5 本工事による発生物件は、費用完納後 週間以内に当土木事務所引き渡しますので本書持参のうえ引き取ってください。なお、期限までに引き取らないときは、権利を放棄したものととして処理しますので承してください。



土 第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
様

土木事務所長 印

## 工 事 施 行 通 知 書

あなた・貴社の下記河川損傷行為については河川の管理上支障があるので、

自らの負担で復旧工事を施行してください。

なお、工事の施行については、\_\_\_\_\_土木事務所の指示を受けてください。

1 工事の内容 \_\_\_\_\_ 復旧工事

(1)構 造

(2)数 量

2 工事の場所 横浜市 区 番地先

3 工事の竣功期限 年 月 日 から 年 月 日まで

4 その他

年 月 日 起案	年 月 日 決裁	文書分類	所 長	副所長	管理係長	下水道・公園係長	起業者
次のとおり河川 損傷 汚損 についての工事施行命令をしてよろしいか。							

指令第 年 月 日 号

# 工 事 施 行 命 令 書

様

横浜市 土木事務所長 印

河川法第18条の規定に基づき、次のとおり河川（損傷・汚損）行為により必要を生じた当該復旧工事の施行を命令します。

- 1 工事費用 河川法第67条の規定により <sup>あなた</sup>貴社 の負担とします。
- 2 工事の竣功期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事の施行方法等 当土木事務所の指示監督を受けてください。
- 4 理 由 次のとおり、横浜市が管理する河川を（損傷・汚損）したため。

損傷・汚損した者	住 所							職 業					
	氏 名					TEL							
損傷・汚損した行為について責任を有する者	住 所 所在地						法人の場合は代表者						
	氏 名 名称						続柄						
損傷・汚損した日時	年 月 日 午 前後 時 分頃												
損傷・汚損した場所	横浜市 区 町 番地先 丁目 番 号先 川 岸												
運転免許証番号			車種			車両番号			取 扱 警察署	警察署	取扱者		
対 物 保 険	有・無	社 名				証券番号			保険金額	万円			
原 因													
工 被 事 害 の 状 況 明 況 細 ・	種 類	規 格	数 量	負担金（工事費）									
				概 算					確 定				
	計												

- 5 本工事による発生物件は、費用完納後 週間以内に当土木事務所引き渡しますので本書持参のうえ引き取ってください。なお、期限までに引き取らないときは、権利を放棄したものととして処理しますので了承してください。

指令第 年 月 日 号

# 工 事 施 行 命 令 書

様

横浜市 土木事務所長 印

河川法第18条の規定に基づき、次のとおり河川（損傷・汚損）行為により必要を生じた当該復旧工事の施行を命令します。

- 1 工事費用 河川法第67条の規定により <sup>あなた</sup>貴社 の負担とします。
- 2 工事の竣功期限 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事の施行方法等 当土木事務所の指示監督を受けてください。
- 4 理由 次のとおり、横浜市が管理する河川を（損傷・汚損）したため。

損傷・汚損した者	住所					職業	
	氏名			TEL			
損傷・汚損した行為について責任を有する者	住所所在地					法人の場合は代表者	
	氏名称					続柄	
損傷・汚損した日時	年 月 日 午 前後 時 分頃						
損傷・汚損した場所	横浜市 区 町 番地先 丁目 番 号先 川 岸						
運転免許証番号			車種	車両番号		取扱警察署	警察署 取扱者
対物保険	有・無	社名			証券番号	保険金額	万円
原因							
工被害の状況明細・	種類	規格	数量	負担金（工事費）			
				概算	確定		
	計						

- 5 本工事による発生物件は、費用完納後 週間以内に当土木事務所で引き渡しますので本書持参のうえ引き取ってください。なお、期限までに引き取らないときは、権利を放棄したものととして処理しますので了承してください。

# 工事施行命令取消通知書

様

横浜市 土木事務所長

印

年 月 日 指令第 号をもって命令しました河川（損傷・汚損）  
復旧工事の施行命令を、次のとおり取り消しますので通知します。

なお、当該復旧工事は本市で施行し、その費用については、別途通知しますので了承してください。

（取消理由）

1 当該工事の施行が命令した内容に反しているため。

（内容）

2 当該工事を（あなた・貴社）が施行することにより河川の管理上重大な支障があるため。

（内容）

指令第 号  
年 月 日

## 原 状 回 復 命 令 書

様

横浜市 土木事務所長 印

年 月 日 指令第 号 で工事の施行を命令しました河川（損傷・汚損）  
復旧工事については、次の理由により、河川法第75条の規定に基づき、年 月 日  
までに、河川を原状に回復することを命令します。

### 理 由

- 当該復旧工事を工事施行命令の内容に反して施行したため。
- 当該復旧工事により河川を（損傷・汚損）したため。